

四間道・那古野地区街なみ環境整備事業 修景施設整備補助金

四間道・那古野地区における歴史的まちなみを保全・形成するため、一定のルールに沿って行われる建築物等の外観修景に要する経費の一部を助成します。

対象区域

- 四間道都市景観形成地区
- 那古野一丁目地区景観協定区域(協定締結地に限る)

補助対象

- 以下の条件を満たす、住宅等の新築、増築、改築、修繕、模様替えの工事のうち外観部分(道路から見える部分)の整備にかかる経費が対象となります。

四間道都市景観形成地区	那古野一丁目地区景観協定区域
◆景観形成基準に適合していること ◆「 具体的な配慮の内容※ 」から2項目以上実施すること	◆景観協定に沿った内容であること ◆「 具体的な配慮の内容※ 」から1項目以上実施すること

※次頁参照

- 両方の区域に属している場合は、四間道都市景観形成地区の条件を満たすことが必要です。

補助金額

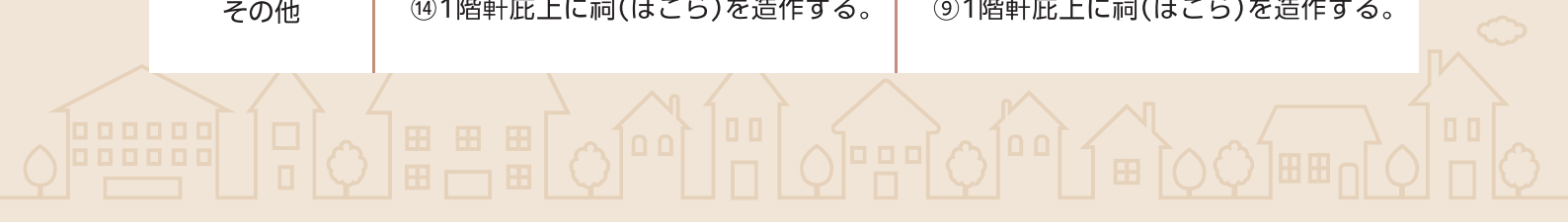
- 工事区分ごとの工事費に以下に示す補助率を乗じた金額と、対象区域ごとに定める限度額の低い方を上限とします。

区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額	
			四間道都市 景観形成地区	那古野一丁目地区 景観協定区域
住宅等修景費	住宅等の新築、増築、改築、修繕、模様替え等に係る工事費のうち、修景基準による外観に係る経費	6/10	200万円	100万円
建築設備等 修景費	住宅等の屋外に露出し景観を阻害している建築設備等の隠ぺい、改善に係る工事費	6/10	50万円	30万円
外構修景費	道路等に面する部分の門、塀、さく、植栽等を修景基準により整備に要する工事費	5/10	70万円	50万円

- 補助限度額は一敷地あたりです。
- 2以上の区分を申請する場合、それらの合計金額は、同一敷地ごとに、四間道都市景観形成地区は200万円、那古野一丁目地区景観協定区域は100万円が上限となります。

【具体的な配慮の内容】

修景項目	四間道都市景観形成地区	那古野一丁目地区景観協定区域
規模・形式	①前庇のついた伝統的な町家形式にする。 ②四間道東側の1・2階部分の外壁を石垣の位置に揃える。 ③四間道東側に面している場合は、土蔵造り又はそれを連想させる形態にする。	①前庇のついた伝統的な町家形式にする。 ②1・2階部分の壁面位置を周辺の建築物を揃える。
屋 根	④切妻平入屋根にする。 ⑤いぶし日本葺きにする。	—
外 壁	⑥木材、漆喰、石等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用する。	③木材、漆喰、石等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用する。
開口部	⑦建具は木製又は濃い茶色のサッシや玄関建具とする。 ⑧窓に格子を設置する。(格子は木材等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用し、色合いは黒、濃い茶等の周囲の景観に配慮したものにする。)	④建具は木製又は濃い茶色のサッシや玄関建具とする。 ⑤窓に格子を設置する。(格子は木材等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用し、色合いは黒、濃い茶等の周囲の景観に配慮したものにする。)
軒 庇	⑨建築物の1・2階部分には、軒庇を設置する。軒庇は周囲と調和する勾配、色合いとする。	⑥建築物の1・2階部分には、軒庇を設置する。軒庇は周囲と調和する勾配、色合いとする。
外 構	⑩伝統的な形式にならった和風の塀や門を設置する。 ⑪四間道に面して駐車場を設けない(新設、移設、撤去を行う場合に限る)。 ⑫道路に面する駐車場について門・塀や緑化による修景をする。 ⑬四間道東側に面している場合は、既存の石垣の連続性を保つ。新たに石垣を設ける場合は既存の石垣に準じたデザイン・構造にする。	⑦伝統的な形式にならった和風の塀や門を設置する。 ⑧道路に面する駐車場について門・塀や緑化による修景をする。
その他	⑭1階軒庇上に祠(ほこら)を造作する。	⑨1階軒庇上に祠(ほこら)を造作する。



【手続きのながれ】



交付申請書必要書類

- 1 交付申請書(第1号様式)
- 2 修景施設の登記事項証明書(建物及び土地)
(発行日から3か月以内のもの)
- 3 付近見取図
- 4 設計図書
(配置図、平面図、着色立面図及び仕上表)
- 5 現況写真(全景及び工事部)
- 6 工事費見積書
- 7 同意書
(修景施設の所有者の同意が必要な場合に限る)
- 8 その他市長が必要と認める書類

注意事項

- ・交付決定前に工事契約したものは、補助対象となりません。
- ・年度毎の予算の範囲内での対応となり、予算確保の手続きに時間を要しますので、補助金申請をご検討の方は、お早めにご相談ください。
- ・景観協定区域は景観協定事務局にも事前相談が必要です。
- ・景観形成地区は景観法による届出も必要です。
- ・町並み保存地区は名古屋市町並み保存要綱による届出も必要です。
- ・実績報告書には完了後の写真と、支払い明細書(領収書又は請求書の写しとその明細書)の添付が必要です。

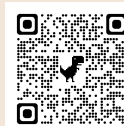
問い合わせ先

名古屋市住宅都市局 都市計画部 ウォークブル・景観推進課

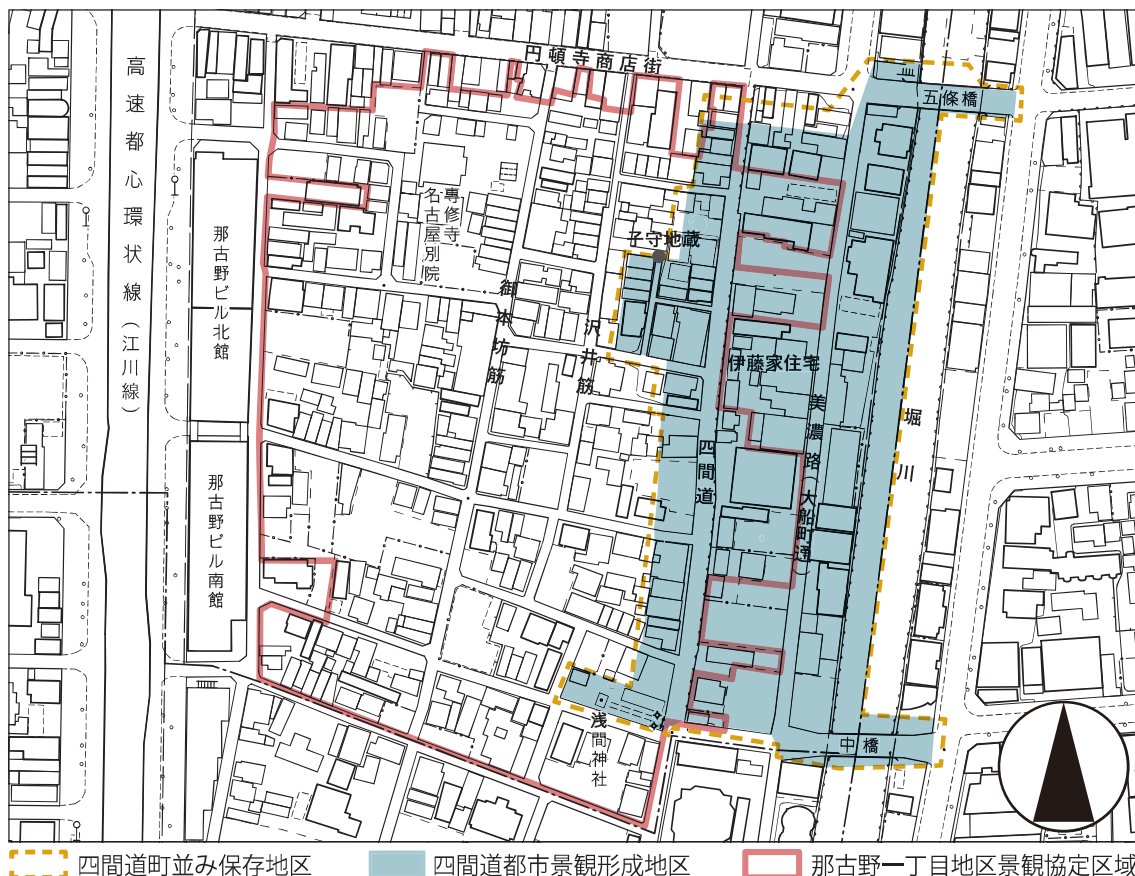
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL | 052-972-2732 FAX | 052-972-4485

MAIL | a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp



【参考】四間道・那古野地区における制度の紹介



四間道町並み保存地区(昭和61年指定) ※町並み保存事業補助金あり

- ◆建築物や工作物の新築、移転、増改築、除却及び外観の変更を伴う修繕等を行う場合は、事前に名古屋市に相談・届出を行ってください。

問い合わせ先 観光文化交流局歴史まちづくり推進課 TEL | 052-972-2779

四間道都市景観形成地区(平成30年指定)

- ◆建築物や工作物の新築、移転、増改築及び外観の変更を伴う修繕等を行う場合は、事前に名古屋市に相談・届出を行ってください。
- ◆良好な景観の形成をすすめる地区として、景観形成基準があります。

問い合わせ先 住宅都市局ウォーカブル・景観推進課 TEL | 052-972-2732

那古野一丁目地区景観協定(令和3年認可)

- ◆建築物、工作物の新築、移転、増改築、用途の変更、外観の変更を伴う修繕等を行う場合は、事前に下記の事務局までご相談ください。
- ◆落ち着いた住環境と商業が心地よく共存する当地区を守り育てるため、基準があります。

問い合わせ先 事務局：那古野一丁目地区景観まちづくり推進委員会
TEL | 052-242-3262 Mail | snagono2014@gmail.com

重複している場合は、そのすべての手続きが必要です